

新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアル

2020 年：松山観光バス株式会社

	具体的な事例等	対応又は対策
自宅での対応	①体温計測定 37.5 度以上2日間以上続く場合 ②のど、せき又は身体に違和感等を感じた場合 ③陽性者と接触した場合又は近親者に陽性者が発生した場合 ④風邪の症状と思われる場合（インフルエンザの可能性） （インフルエンザに感染した場合 1 週間自宅待機が義務）	・会社に連絡し指示に従う ・かかりつけの病院へ電話相談 又は休日当番医へ電話相談 ・結果を会社に報告
出社時の対応	(1) 出社後、点呼執行者から必ず検温、血圧測定を受けること (2) 点呼時、体調報告は、現状をありのまま報告すること (3) 乗務前点検、車両内外は、ビニール製手袋を使用すること (4) エチケット袋は、バス入り口付近に袋ごと置くこと (5) うがい、手指をそれぞれ消毒すること	◎乗務員の感染予防対策の完全遵守 ◎安全・安心を提供し快適な旅の提供 ◎乗務員の清潔感を演出する事 ・制服、制帽、靴、手袋、マスク使用 NG・・・スリッパ、濃いサングラス等
乗務前の対応	①アルコール除菌液の確認、補充をすること ②添乗員が不在の場合、乗務員が乗客の手指除菌をすること ③エチケット袋は利用する乗客が自由に使用することを伝え、並びに、使用したごみ袋は各自処分することを伝える ④朝の挨拶で、コロナ関連による、不便さをお願いすること	◎手指消毒について乗降時、随時、実施の協力をお願いする
乗務途中の対応	(1) 乗客が見学等で降車し、30 分以上時間が空く場合の対処 ・ドアを開け、換気を十分にとる、（換気扇使用） ・取っ手、ひじ掛け等、の消毒（拭き取り）を行うこと （この場合はビニール手袋を使用すること） (2) 運転中は、マスク、白手袋等、アピールできることをする	◎運行中、乗客の中に体調の異変を訴える方がいる場合乗客とお話しをし納得のうえ救急車の手配をする事 ◎この場合、乗客の氏名、連絡先を聞き、会社に報告し会社が対応
乗務終了時の対応	② 車庫に到着後、車内の空中噴霧（9 分位）実施すること ②乗客前後の亚克力板をアルコール消毒すること ③特に乗客の多くが触れる所は念入りにアルコール消毒の事 ④作業はすべてビニール手袋（使い捨て）を使用すること ⑤出来るだけ、マスクを着用して作業を行うこと	◎次亜塩素酸水噴霧器を作動させる ◎飛散防止亚克力板清掃に注意 ◎個別の箇所は消毒液を噴霧後綺麗なタオルで拭き取る ◎使い捨てビニール手袋は処分する
終了点呼時の対応	(1) 体調に異変が感じたら、点呼執行者にその旨を伝えること (2) 帰宅後、時間が経過も体調の改善が見られない場合は報告 (3) 睡眠は良い睡眠を取ることを心がけること（最低でも5時間以上（暑い・寒い等の熟睡するための環境の作りをする事も必要） (4) 体調にいつもと違う変調があれば、報告すること	◎通常の勤務時より新型コロナ感染症対策で、作業が多くなりますが、当社従業員又は当社ご利用の乗客から、コロナウイルスの陽性者を出さない為の工夫であることをご理解願います

コロナウイルスに感染したと思われる場合の対処方法

息苦しさ（呼吸困難）

強いたるさ（倦怠感）

高熱等（軽い咳）

感染の不安

かかりつけ医療機関 **ある**
受診前に必ず電話で受診相談をすること
・相談を受けた医療機関で対応できないときは最寄りの対応医療機関をご案内

かかり医療機関が **ない（又は休診）**
受診相談コールセンター
☎0120-88-0006
・受付時間 24時間受付
（土日祝日も含む）

・感染していないか心配
・予防方法を聞きたい 等
☎0120-56-7383
・受付時間 8:30～18:00
（土日祝日も含む）
厚生労働省「電話相談」
☎0120-56-5653
・受付時間 9:00～21:00
s（土日祝日も含む）

感染検査後の結果報告
・会社に速やかに報告
感染結果が**陽性**の場合の対応

第1報 庄内保健所（県保健課）
☎0235-66-4931
（詳細を報告し指示を仰ぐ）→指示を徹底する（メ
エ）

第1報・山形運輸支局
☎023-686-4714
FAX023-686-4601（夜間土日祝日）
（詳細を報告し指示を仰ぐ）→指示を徹底する（メ
エ）

第一報・山形県バス協会
☎023-686-6135
☎（夜間土日祝日）090-2884-3270
（詳細を報告し指示を仰ぐ）→指示を徹底する（メ
エ）

非常連絡体制・感染・事故・事件
☎ 連絡網により非常招集の体制を堅持
・臨時緊急会議を招集→体制を整え今後の対応
（会議・指示内容をメモ）

濃厚接触接触者の定義

新型コロナウイルス感染症の患者（無症状病原体保有者を含む。）と感染可能期間（※）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者を言う。

- 1) 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 2) 適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- 3) 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- 4) その他、手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策無しで、患者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断されます。）

※感染可能な期間とは

発熱及び咳、呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節、筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐など）を呈した2日前から入院、自宅や療養施設等待機開始までの間

無症状病原体保有者の感染可能期間は、陽性確定に係る検体採取日の2日前から入院、自宅や療養施設等待機開始までの間

上記事案に抵触される者は近くの保健所又はかかりつけ医療機関にて確認すること。詳細は必ず会社担当者に報告し今後の行動を受けるこ

し